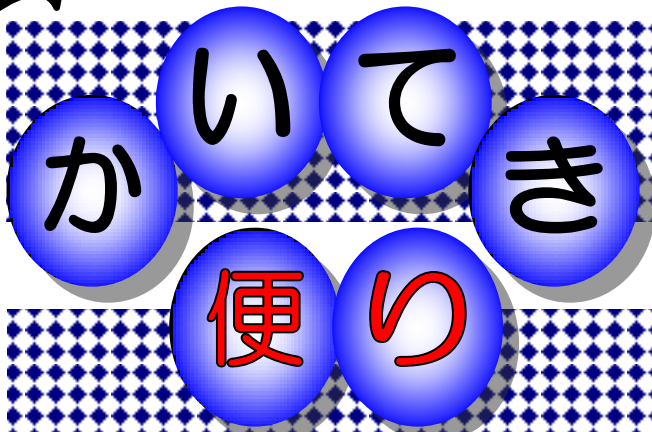


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成27年8月1日発行 第133号

○報酬算定・運営基準

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」

「一定以上所得者の2割負担導入に伴い、運営規程の改定が必要になります」

「宿泊サービスの届出受付を再開しました」

「平成26年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」

○お知らせ

「～初任者研修実施事業所の方へ～

登録講師派遣事業では登録講師を募集しています！」

「高齢者を消費者被害から守ろう！「福祉」と「消費者」両分野がコラボ！」

「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習追加募集中！」

報酬算定・運営基準

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成27年度前期分(判定期間:平成27年3月1日～平成27年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月15日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、理由の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

また、平成27年4月から特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりました。紹介率最高法人の割合が90%を超え、かつ、「正当な理由」がない場合(減算が適用される場合)は、チェックシートと一緒に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。

なお、平成26年度後期分(判定期間:平成26年9月1日～平成27年2月28日)の判定期間において減算となったが、平成27年度前期分にて減算とならなかった事業所についても、チェックシートと一緒に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。現在減算となっている事業所がこの届出書を提出しない場合、引き続き平成27年10月以降の居宅介護支援費についても減算が適用されてしまいますので、ご注意ください。

※ 特定事業所集中減算に係る改正(減算の適用割合を80%に引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す)は、平成27年度後期分(平成27年9月1日～平成28年2月29日)からの適用です。今回提出分は、従来どおりの取扱いになりますので、お間違えのないようご注意ください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/genzan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 一定以上所得者の2割負担導入に伴い、運営規程の改定が必要になります

平成27年8月1日より、一定以上の所得のある方については、介護サービス利用時の利用者負担割合が2割になりました(負担割合は、各利用者の介護保険負担割合証参照)。

これに伴い、居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所の運営規程の料金表についても、2割負担分の掲載が必要となりますので、適切に運営規程を改定してください。

なお、当該変更に係る変更届の提出については不要としますが、利用者又はその家族に対しては適切に御説明ください。

【厚生労働省リーフレット】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/riyousyahutan.pdf>

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 宿泊サービスの届出受付を再開しました

指定通所介護事業所等において自主事業で提供する宿泊サービスの届出受付については、平成27年4月の介護保険法関係法規の改正に伴う諸整理のため休止しておりましたが、この7月より受付を再開いたしました。

宿泊サービスの届出については、従来、都の独自制度として運用を行っていましたが、今回の改正により、国の基準省令等改正を受け、指定通所介護事業者が遵守すべき「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)」にて、宿泊サービス提供開始前に届出ることが新たに規定されております。

また、国による指針が発出されたことを受け、「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成23年4月28日付23福保高介第203号)」等についても一部改正が行われました。

なお、改正後の関係法規等との整合を図るため、平成27年3月までに都独自制度に基づく届出が受理されている事業者についても改めての届出が必要となります(認知症対応型通所介護事業所については、指定を受けた区市町村にご確認ください)。

改正後の宿泊サービスに係る基準や届出の詳細は、「東京都介護サービス情報」をご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>宿泊サービスの基準及び届出・公表

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shukuhaku/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成26年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください

平成26年度分の介護職員処遇改善加算を受給された事業者の方は、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成27年7月31日（金曜日）となっております。まだ提出されていない事業所の方は、速やかに提出してください。

なお、実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者＞介護保険＞介護職員処遇改善加算について
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善加算お問い合わせ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL 03-5320-4343

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

お知らせ

○ ～初任者研修実施事業所の方へ～

登録講師派遣事業では登録講師を募集しています！

“登録講師派遣事業”とは小規模事業所の人材育成支援のために、福祉関係講師をあらかじめ登録し、事業所と調整を行ったうえで出張研修を行う事業です。さまざまなニーズに対応出来るよう、多くの方の講師登録をお待ちしております。

【登録できる講師】都内の指定介護初任者研修実施事業所に所属する教員で1年以上の教歴を有する者 他（詳細は要問合せ）

【活動内容】講師の専門分野を活かした研修講座を企画。企画を事業所に周知し、応募事業所に出張研修を実施します。

【謝 金】都内区市町村：24,100円/回、島しょ部：23,000円/回+旅費実費+宿泊費(上限有)

【企画内容】現在案内中の企画例

「介護におけるコミュニケーション技術」「生活支援技術」「スタッフのやる気仕立て」

「認知症ケア・実践編」などなど現場ならではの企画が目白押し！

【第2期申込締切】平成27年8月20日（木）（予定）

【お申込み・お問い合わせ先】東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL 03-5320-4049

※事業所の研修実施に関する申込は、9月を予定しています。詳しくは次号にてご案内いたします。

○ 高齢者を消費者被害から守ろう！「福祉」と「消費者」両分野がコラボ！

「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！

高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>【出前講座】高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～
(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743 <FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

お知らせ

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習追加募集中!

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成27年度のアセッサー講習は1回限りのため、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

【申込受付期間】 平成27年7月22日(水) ~ 8月4日(火) (延長されました)

【受付方法】 介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。
(<http://careprofessional.org/careproweb/>)

【受講料】 18,500円(税別) (※別途120円(税別)の取扱手数料が必要となります。)

【お問い合わせ・相談】 一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部
TEL 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは?》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。